

## 史料紹介

### 『別府市の森林』

#### 研修部

##### 史料解題

本史料の作成年代は明確ではないが、恐らくは昭和十二～十五年にかけて、「別府市の大別府公園化」が志向された最中に調製されたものと思われる。

本号の序文で触れられているように、別府市では、この時期「大別府自然公園計画」が志向され、京都大学の関口瑛太郎博士を招聘してユニークな講演会が開催された。この直前の十年七月、田口大分県知事によって、「大分県風致地区取締規則」が布達され、本市でも十三年三月「別府都市計画風致地区」が指定された。別府中学校校長の兼子鎮雄は、十四年八月、『泉都別府の特質』を著作して、別府のリゾート都市化を提言している。このような時代背景の基に、別府市四周の林野の実体掌握のために作成されたものと思われる。史料中に「昭和二十一年度云々」と云う文言が見られるが、こ

の実年代は、政策実施過程での五年後の成果予測年代を示すものであろう。

なお、原本は硬筆・洋半紙刷りで、「別府の特質」「大別府公園計画」「別府都市計画風致区」などと「こより」で同綴されている。

本市ノ山林地帯ハ南方四極山麓ヨリ石城川・由布川・西庄内ノ村界ヨリ雨乞嶽・鶴見嶽ノ分水嶺ヲ以テ由布院村ニ接シ、西北ハ内山・伽藍嶽ニヨリ南端村・豊岡町ノ境界ヲ縦走シ透迄トシテ海ニ入ル。東西三里。或ハ疊重タル丘陵アリ或ハ峻嶮峨々タル渓谷アリ、地形複雜ヲ極メ景勝隨所ニ表ル。而シテ森林ノ大部分ハ鶴見山麓及小鹿山・松尾山ヲ中宗トスル一帯ト実相寺・姫山・内竈ノ区域トニ集団シ、其ノ面積約五十町歩ニ及ビ、泉源ヲ涵養シ風致ニ貢献スル所、蓋シ絶大ナルモノアリ。然ルニ急促ナル市街ノ膨張發展ニ従ヒ、乱伐暴採相踵キ林相年ト共ニ荒廃セントスルハ、本市ノ如キ觀光・療養ヲ以テ為政ノ根基トスル都市ニ於テハ特ニ一段ノ省察ヲ要シ、対応遠慮ノ施設ナカルベカラズ。

今、本市ニ於ケル森林所有別ノ大様ヲ見ルニ、国有一千二百町歩、県有百町歩、市有一千五百町歩、民有二千五百町歩、其他五百町歩、合計五千五百町歩ナリ。而レ

共、其ノ實際面積ニ至リテハ約八千町歩以上ナリト推断シ得ベシ。以上面積ノ内、国有・県有ニ有リテハ精整画一ノ施業方案ニヨリ、恒久不変ノ対策アルヲ以テ、之ヲ埠外ニ措キ、市有林及民有林ニツキ、既往ノ沿革及将来施設ノ概要ヲ述ントス。

### 一、市有林

本市ハ、別府町時代ヨリ其ノ財政補強ノ対策トシテ、萎棄荒廃ノ原野ヲ利用シ、造林計画ヲ樹立シ、条例ヲ制定シ委員ヲ設ケ、明治四十四年ヨリ十年計画ニヨリ毎年度二十町歩以上ノ造林ヲナシ、其ノ終期ニ至リ水源ノ涵養、風致保勝ノ見地ヨリ造林事業ノ拡充強化ノ必要ヲ確認シ、益々其ノ植栽面積ヲ増大シ、更ニ昭和元年ニ至リ理想的經濟林ノ造成ヲ企画シ、森林法ニ依ル施業案ヲ編成シ、之ニ拠リ十ヶ年ノ継続支出ヲ議決シ、昭和七年ヲ以テ造林案ノ実行ヲ完了シ、面積約六百町歩ニ及ベリ、昭和十年隣接町村ヲ合併シ、大別府市ヲ形成スルヤ市ノ直営造林地モ亦一躍一千町歩ヲ算スルニ至レリ。猶ホ市ハ、普通農業及畜産産業奨励保護ノ為メ、大正十一年、市有地貸付規程ヲ設ケ、必要量ノ原野ヲ貸付シ、之ニ造林ヲナサシメ、林間採草ニヨリ農村ヲ保護スル部分林ノ面積約四百町歩ヲ領有ス。

昭和五年、上水道ノ水源涵養ヲ主眼トシ、乙原及鮎返リ渓谷ノ水集区域一円ノ市有林約三百町歩ヲ、保安林ニ編入セラルニ至リ、先ニ編成セル施業案ハ、法規ノ制限スル所ニヨリ、実行不能トナリ、且ツ合併ニヨリ增加セル現在ノ市有林ハ之ヲ経済林ノ地域ト保安林地域ニ大別シテ適切有利ナル施業案ノ編成ヲ必要トスルニ至レリ。然レ共、市有原野ニシテ其ノ管理区分ヲ確定シ、将来要造林地トナルベキ面積寡カラズ、之ノ確定ハ市有地整理事業ノ終了ニヨリ決定セラルモノトス。

保安林ノ地域ハ中心市街ノ背景トナリ、水源涵養ト共ニ本市ノ誇称スル風致区域ナリ。之ニヨリ将来一大森林公園トナリ一石二鳥ノ計画ヲ樹立セザルベカラズ。

本地域ニ於テハ、其ノ二十年以上ノモノハ、乙原滝ノ上部ニ於テ僅カニ十一町歩ヲ有シ、殆ンド其ノ全部二十年以下ノ幼齡林ナルヲ以テ、将来風致保勝ノ予備作業トシテ可成各種天生ノ樹木ヲ保護シテ、其ノ単純化ヲ防ギ、一面風致木ヲ点植シ、四季ノ風趣ヲ造成スベシ。地形険峻ニシテ渓谷多ク間伐木ノ搬出等困難ヲ極ムルニヨリ、今後五ヶ年以内ニ少クモニ条ノ林道ヲ開鑿シ、志高一帯ノ觀光遊歩道ヲ兼ネシムベシ、又、乙原滝ノ側面ニ於テハ索道ニヨル搬出計画モ又考慮セザ

ルベカラズ、研伐ノ方法ハ凡テ択伐作業ニヨルベシト雖モ、法規ノ範囲ニ於テ、上木存置ノ方法ヲ採リ、一段林ヲ形成セシム。例ヘバ京都市内の風致林或ハ嵐山ノ如キ林相ヲ目的トシ、対応ノ作業ヲナスベシ。

経済林収利ノ根幹トナルベキ林道ハ、字鳥居ヲ起點トシ、昭和七年ヨリ全九年迄ニ延長約二里ヲ開墾シ、搬出上遺憾ナキヲ認ムルト共ニ、觀光及地方開発ニ寄与スル所鮮シトセズ。本地域ニシテ大正十年以前ニ植栽セルモノハ、往々樹種ノ選定ヲ誤レルモノアリ、即チ推定面積百五十町歩ハ不適當ナル松林ノ造成ナリ。之等松林ニ対シテハ、其ノ伐期ヲ短縮シテ、適應ノ樹種ヲ更新スルノ要アリ、志高一帯ニ於テハ幾分風致ヲ加味セル施設ヲ必要トス。

市有林ノ収入ハ、昭和二十一年ニ至リ約五六千円トナリ更ニ法正状態ヲナシ、保続的作業ヲナスニ至ラバ年収約六七万円ヲ予想スルコトヲ得ベシ。

樹種ノ更新ハ、其ノ適應ヲ考查シ、又地方ノ需給及運搬関係ヲ考慮シ櫟林ノ増加ヲ計画シ、又、松林面積ノ一部ハ杉・扁柏ニ変更ノ要アリト認ム。

市有竹林ハ、本市ノ特産タル竹製加工品ノ原料タル竹林ノ造成ニツキ、模範的指導ヲナス為メ手入及植付ニヨリ、現在

ノ林相ヲ形成セリ、面積約二十町歩ニシテ、今後五六年ニシテ、林相完備ノ見込ナリ、本竹林ニヨリ市街地ニ於ケル家内副業者へ原料貸付或ハ授産場・伝習所等設置ノ場合ニ、之ヲ利用セントスルモノナリ。

二、民有林（九水会社・蔵内商事会社等、大資本家ニヨル造林地  
見込約一千町歩ハ之ヲ除ク）

民有地一千五百町歩ハ、之ヲ大別シテ用材林約一千町歩、薪炭林約一千町歩、竹林約五百町歩トス。

用材林ニ於ケル年間収入ハ六千円、薪炭林ハ三万円、竹林ハ五千円、其ノ他副産物八千円、計四万九千円即チ五万円内外ニシテ、単位面積ニ対シ尚ホ二十円ニ足ラザル収入ナリ、然レドモ林産収入ハ統計中調査最モ困難ニシテ、實際収入ハ殆ド窺知シ能ワザル状態ニアルハ遺憾トスル所ナリ。之ニ對スル政策トシテハ、國策ニ順応シテ造林獎励ヲ強調シ、今後十年ヲ期シ用材林ハ一百町歩、薪炭林ハ二百町歩計三百町歩ヲ增加セシメントス。

竹林ニアリテハ大ニ手入撫育ヲ獎励シテ、其ノ品質ヲ向上セシム、且ツ其ノ収穫ヲ三倍以上ニ増進セシメントス。現時、市内生産ハ五万束内外ニシテ、移入量ノ六分の一ニ過ギズ。而モ之ノ収穫ハ乱伐ノ結果ニ由職スル所少ナカラズ、竹林改

良ト併行シテ、各種ノ関係副業ヲ考究シ勤労厚生ノ美風ヲ醸成スル為メ、旺ニ講習講話等ヲ行フベシ。

薪炭林唯一ノ収入トスル製炭状況ハ、年間一万五千俵ニシテ、市内消費量ノ十分の一ニ当ル。蓋シ、本市ハ交通至便ナルヲ以テ薪材トシテ販売スルモノ多ク、只、地ノ利ヲ得ザル大字東山字枝郷一帯ニ於テ製炭セラルモ、殆ンド副業者ニシテ農閑時ニ於ケル無ニノ生業ナリ。事變以来、炭価頻リニ高騰シ、生産者モ亦頓ニ増加ノ傾向アリ、是レヨリ先モ市ハ講習講和ニヨリ製炭業ノ普及開発ヲ獎励シ、効果已ニ顯著ナルモノアリ。之ノ趨勢ニ乘ジ一段ノ勧誘ヲナシ、三万俵ヲ目標トスル増産計画ヲナサントス。

薪炭林附帶事業タル椎茸栽培ノ副業ハ、本市ノ宿望ニシテ、四五年前ヨリ熾ニ之ヲ獎励シ、或ハ市當ニ或ハ民間ニ専門技術者ノ指導ヲ待チ、専ラ技術ノ普及ヲ計画セリ。現下市内ノ生産ハ僅々二百斤内外ニテ、其ノ大半ハ一般的製法ニヨル移出品ナリ、然ルニ、市ノ獎励セントスルモノハ、生茸ニシテ、直二百万浴客ノ食膳ニ其ノ香味ヲ誇ラントスルニアリ。本業ハ収利極メテ多ク、技術ノ向上ト共ニ其ノ普及近キニアラントス。

施設ヲナスモ、本市ノ如キ特異性ヲ有スル郊外地ニシテ、林業ノ如キ相当永年ヲ期スルモノニアリテハ、其ノ関心極メテ薄ク、却テ深ク事業ノ性質ヲ考慮セズ、啻ニ利廻ノ豊潤、原資回収ノ迅速ニノミ幻想腐心シテ、之ニ專念スルノ弊アリ、況ヤ事變下ニ於テ、労力欠乏ノ時、不斷ノ習熟ニヨル労力ヲ必須トスル林業ニ於テ、亦望ムコトノ大ナルヲ恐ルモノアリ、然レ共之ヲ誘フニ熱ヲ以テシ、漫々憩マズ、始終一貫、久シキニ亘リ、諭スコトナクンバ亦期シテ見ルベキモノアルベシ。

(以上)

之ヲ要スルニ、民有林ハ其ノ改善増殖ニツキ、各般ノ獎励